

2005年10月吉日

愛知県知事 神田 真秋 殿

愛知中小企業家同友会

会長 佐々木 正喜

名古屋市中区錦 3-5-18

京枝屋ビル 4F

(電話) 052-971-2671

(FAX) 052-971-5406

## 2006年度愛知県の中小企業政策に関する要望と提案

### 第1章 はじめに

私たち愛知中小企業家同友会は1962年7月に47名の経営者で創立され、現在、愛知県内43の地区(基礎組織)で2600名を越える中小企業経営者(平均社員数25名)が参加する異業種の経営者団体で、経営者が集いお互いに学びあうことにより「経営体質の強化」と「経営者の資質向上」をはかり、あわせて「経営環境の改善」をめざすという「三つの目的」を掲げ活動しています。本年5月27日には秋田県に同友会が誕生し、47の都道府県すべてに同友会が組織され、約3万8千名の中小企業の経営者が参加しており、全国組織として「中小企業家同友会全国協議会」(略称:中同協)をつくっています。

さて近年、景気が回復基調にあるとされますが、10月3日発表の日銀短観では、中小企業にとっては依然として厳しい状況が続いています。愛知県は特有の要因から良い状態での横ばい状態だと言われますが、同日に発表された東京商工リサーチ(名古屋支店)では、東海3県の2005年度上半期の経営破たん件数は前年同月比120%(526件)となり、「件数、負債とも3年ぶりの増加」という結果が発表しています。さらに同日の中日新聞では当会の福島事務局長が、「光が当たっているのは一部の企業だけ」とコメントしており、まだまだ多くの中小企業では苦しい状況が続いています。

2005年版『中小企業白書』では、内需に依存する割合の高い中小企業は「依然として厳しい状況」としながら、「我が国経済の屋台骨である中小企業が、このような苦境を脱却し、その活力を存分に発揮できるようにすることは、我が国経済活性化に向けた最重要課題」(発刊にあたって - 中川昭一経済産業大臣)としています。すでにEUでは2000年に「欧州小企業憲章」を制定し、中小企業を「欧州経済のバックボーン」「主要な雇用の源、ビジネスの発想を育てる大地」であるとの理念を掲げ、ヨーロッパ経済戦略の中核に中小企業を位置付けており、アメリカでも中小企業がアメリカ経済のエンジンであるとしています。

日本の経済・社会・文化及び国民生活における中小企業の役割を正當に評価し、豊かな国づくりの柱にすえること、そのためにも現行の中小企業基本法をはじめ、諸法令を整備・充実させる道筋を指し示すもの、それが今全国の同友会で制定を求めている「中小企業憲章」です。

さて今回、政策提言作成にあたって「中小企業家の現場からの声」「声なき声」を聞くことを重視、6月から2回に分けて詳細な「政策要望アンケート調査」を行い、第1回調査「全般・ものづくり・まちづくり」(質問65項目)には469社、第2回調査「施策利用」(質問37項目)には302社から回答を得、提案づくりに活かしてきました(以下調査、調査と略称 - 別紙参照)。結果、「中小企業が元気になってこそ、県経済は活性化する」という私どもの確信はさらに深まりました。

以上を踏まえ、2006年度の愛知県の中小企業政策に関して以下のように要望・提案いたします。

## 第2章 私たち中小企業家同友会の基本姿勢

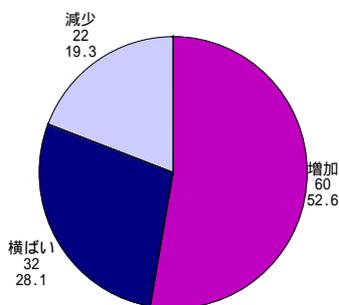
- (1) 私たちは、厳しい経営環境の中でも企業の継続発展に全力を尽くし、雇用確保と魅力ある企業づくりに取り組みます。今後の景気後退の嵐を乗り切る経営指針・戦略と社内体制の構築に総力を傾けつつ、大学や金融機関等との連携、行政施策活用などを積極的に進め、企業を守り、新しい市場創造に挑戦します。
- (2) 私たちは、経営指針の確立と全社実践に努力し、21世紀型企業（お客様や地域社会の期待に応えられる存在価値のある企業、労使の信頼関係が確立され、士気の高い企業）づくりをめざします。特に、企業活動の「血液」である金融を確保するためにも、経営指針を通じて金融機関の理解を深めながら、地域での金融機関との連携を強化します。
- (3) 私たちは、企業活動を通じて納税者としての社会的責任を果たすとともに、税金の適正な使い方や行政のあり方にも関心を持ち、提言・行動します。とりわけ、公共投資を従来型公共事業から、生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の生活整備型・自然再生型の公共投資へ抜本的に転換させることを求めます。
- (4) 私たちは、企業の社会的責任を自覚し、環境保全型社会づくりに取り組みます。環境負荷の少ない企業活動を実践するとともに、エコロジーとエコノミーの統一による仕事づくりや地域づくりを行政・市民団体等と協力しながら挑戦します。
- (5) 私たちは、経営者自らの教育を含めた21世紀の最も貴重な資源である人づくりと、次世代を担う若者が働くことに誇りを持てる職場と社会の環境づくりに努めます。

## 第3章 2006年度への重点要望

2002年愛知県の統計年鑑によると、愛知県内約15万の事業所の内99%を中小企業が占めています。当会の調査で、2000年以降の業績（売上）について尋ねたところ、「増加」が製造業（回答128社）で52.6%、非製造業（回答341社）で38.9%となっており、当会は「元気な中小企業の集まり」であると考えています。こうした元気な中小企業活動は、第2章で述べた「同友会の基本姿勢」を貫いているからだと考えています。

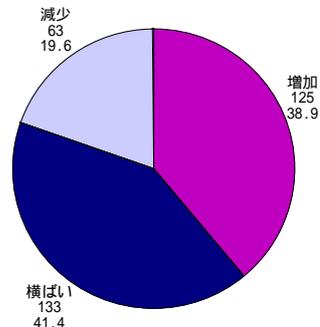
製造業（128社）

問22. 2000年以降の業績について



非製造業（341社）

問362-3年の業績動向

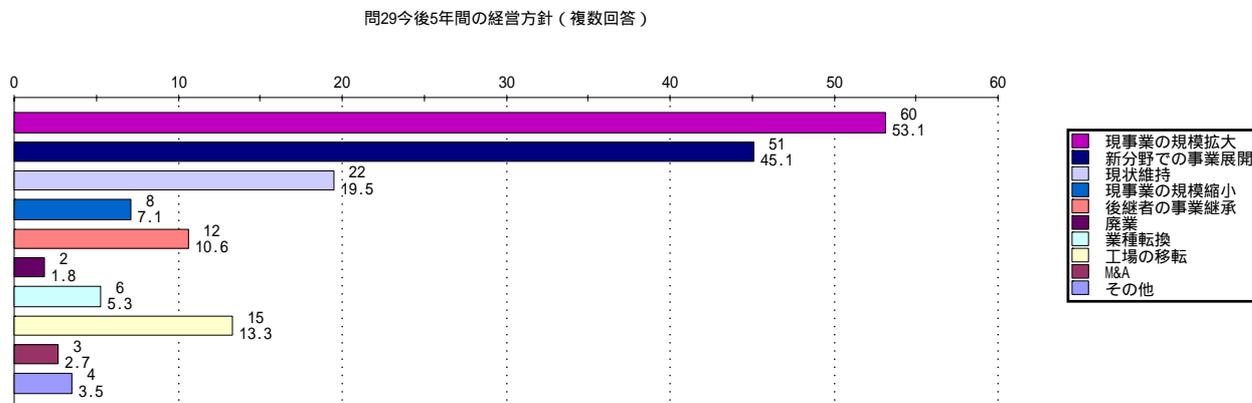


今後の経営方針を見ると、「現事業の規模拡大」が圧倒的に多く（製造業 - 53.1%、非製造業 - 56.0%）、続いて「新分野での事業拡大」（製造業 - 45.1%、非製造業 - 22.9%）が多くなっています。元気な中小企業が多いなか、今後、「既存事業での規模拡大」と「新事業の展開」を経営方針に

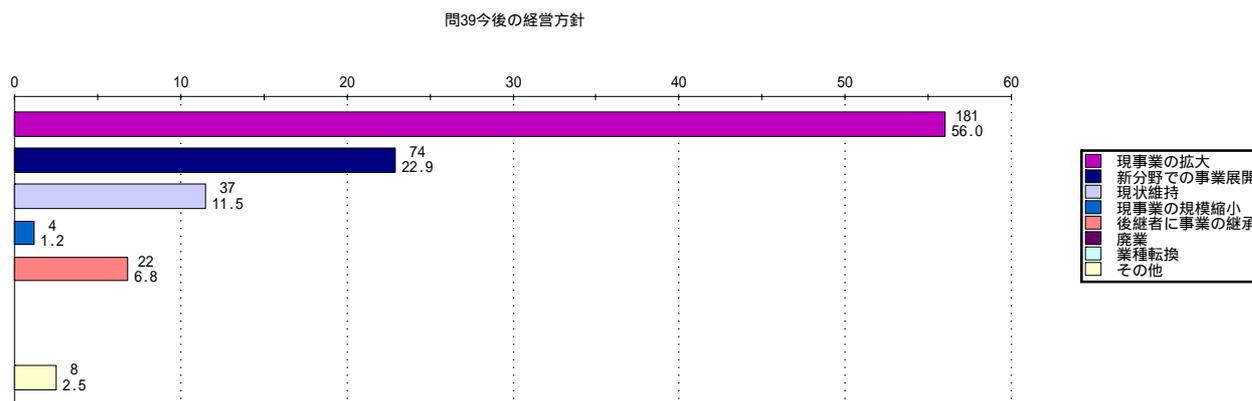
持っています。この二つの経営方針を進めることが、愛知経済の活性化と雇用創出のための基本であると考えます。

今後の経営方針（複数回答）

製造業（回答128社）



非製造業（341社）



上記のように調査（会員の現状）に基づき、以下の重点要望を作成しました。

（1）人材の育成・確保の抜本的支援策を行ってください

05年7月の愛知県の有効求人倍率は1.68倍（全国0.97倍）であり、愛知万博や中部国際空港の開港で一層の雇用が創出されています。またトヨタ自動車の業績が好調なため、関連産業で雇用が拡大するなど、中小企業において深刻な「人材不足」状況がうまれています。

当会の調査では、上記グラフのように製造業では、「経営戦略の重点」（複数回答 - 3つ）として「人材の育成」が、「営業販売の強化」（46.4%）「製造部門の強化」（45.5%）等を抜き64.3%と圧倒的に高く、非製造業では「事業上の現在の問題」（複数回答 - 3つ）で「人材の確保」が61.6%と「売上高の悩み」（40.9%）を大きく上回り、喫緊の経営課題となっています。

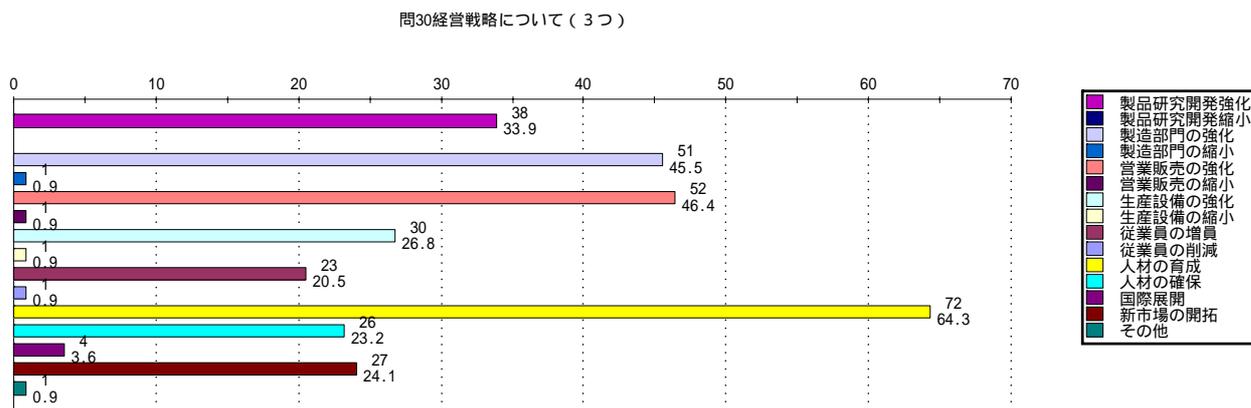
私も同友会でも「共育」理念（経営者と社員が共に育つ）を貫き、人材育成や過去30年にわたる共同求人活動などで、「人の問題は経営の根本問題」として考え、実行してきました。既存の人材の育成と人材の確保をどうするかによって、愛知県内15万の中小企業の将来がかかっていることを強く認識してください。

中小企業における人材育成と人材確保に関する抜本的な施策を講じてください。

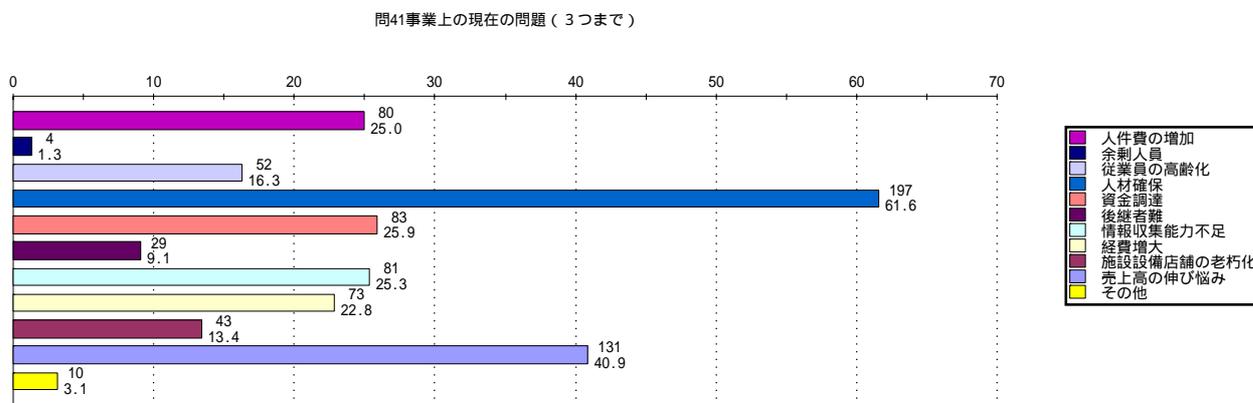
人材育成、確保についての施策展開に関して「どのような人材が今後必要なのか」等、中小企業家が要望している施策（施策充実・改定を含む）づくりをすすめる中小企業団体等を含んだワーキンググループを構築してください。

今後の経営戦略・事業上の問題

製造業（128社）経営戦略について（複数回答 - 3つまで）



非製造業（341社）事業上の現在の問題点（複数回答 - 3つまで）



（2）解りやすく利用しやすい中小企業施策の充実を

愛知県では様々な商工施策を実施していますが、調査「政策利用」(回答304社)で「施策を利用しているか、知っているか、いないか」会員経営者の認知を調べたところ、のべ125社がなんらかの施策を利用し、内訳では短期運転資金、商工業振興資金、長期経営強化資金、経営環境適応資金など金融関係が多いという結果になっています。商業、サービス関連施策利用の少なさや会員企業の輸出(国際化対応)のための貿易振興策利用などがゼロに、県の中小企業支援施設の利用に関しても、多くの会員が活用していないという結果になっています。

また多くの中小企業施策が「利用していない」「聞いたことがない」という結果となり、中小企業経営者の大部分が県の施策を十分認識していない実態が明らかになりました。さらに利用にあたって、「手

続きが煩雑」「書類があまりにも多く、途中で放棄した」「何度も役所へ通わないといけない」等の声も聞かれ、「ハードルが高い」という実態がうかがわれました。加えて、「施策名が一読しただけでは何の為の施策かわからない」「特定企業しか活用できない」といった声が聞かれます。

愛知県では中小企業施策のガイドブックなどが発行されていますが、中小企業にとって利用しやすいものとはなっていないようです。

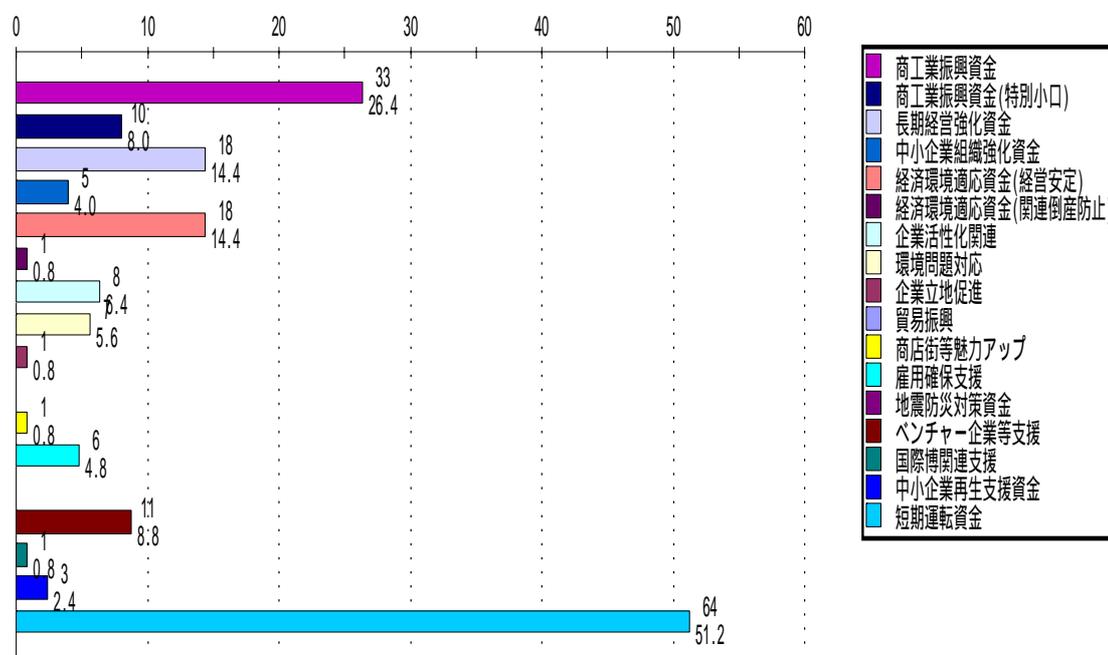
「利用者本位」で「中小企業家が要望している政策にフィットしている施策はどれなのか」など、中小企業家にとって、わかりやすい施策の充実と拡張をもとめます。そのために、以下のように提案します。

中小企業にとってわかりやすい「施策ガイドブック」づくり、施策名称、使いやすさ、手続き、会計処理などを簡略化していくためのワーキンググループなど、施策ガイドブック作成前の実践的なワーキンググループ等を構築ください。

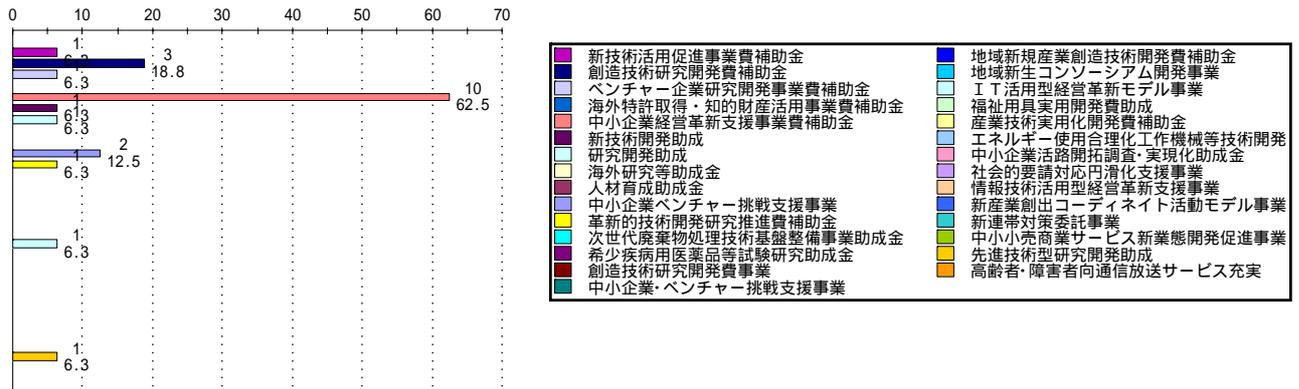
また商工会・外郭団体などで行われる各種支援策がバラバラなものとしてではなく、統一補完的内容で総合相談が1カ所で行えるように窓口を集約統一化し、きめ細かい支援体制を充実強化して下さい。

愛知同友会では会員専用のグループウェア「あいどる」という2600名の経営者のネットワークがあります。これを利用して現状把握（調査）や企業家のニーズ把握、また施策関連に対する意見（モニター）等についても積極的な協力を行いたいと思います。

問5利用施策



問14 経営革新・技術革新

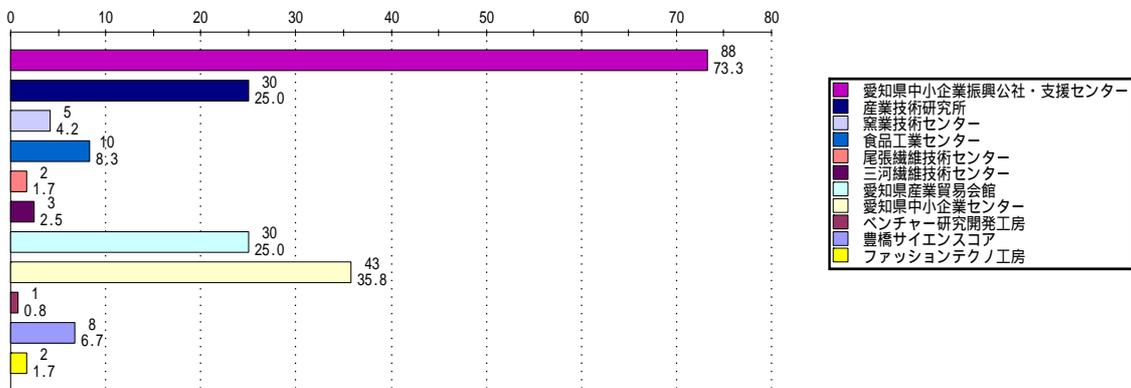


(3) より利用しやすい中小企業支援の施設づくりを進めてください。

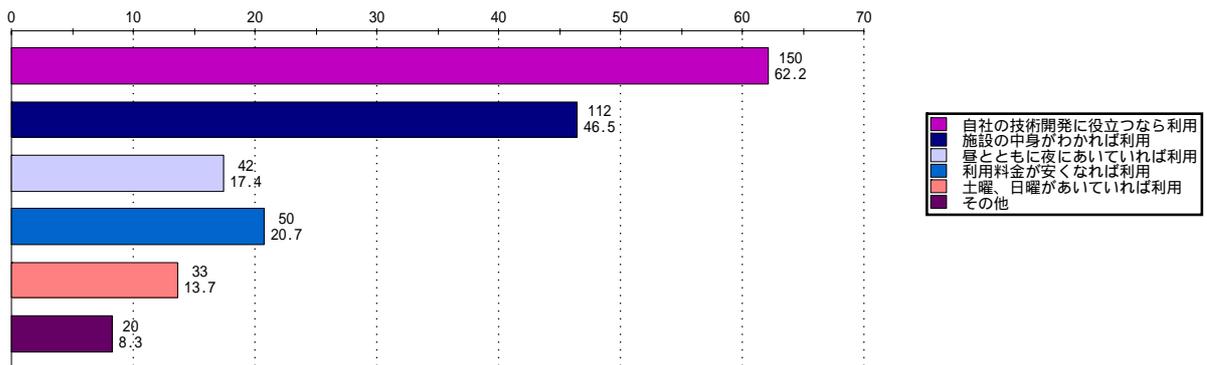
調査によると、「利用したことのある施設」(複数回答)に関して、60%強が施設を利用していないというような結果となっています。「どのようであれば利用しますか」との質問について、「自社の技術開発などに役立つなら利用する」「施設の中身がわかれば利用する」の回答が圧倒的でした。

せっかくの中小企業支援の施設も利用されなければ「宝の持ち腐れ」です。どのようにすれば中小企業にとって利用しやすくなるのか。施設の利用時間帯も含めて、施設スタッフと中小企業経営者との話し合いの場である、ワーキンググループを構築してはいかがでしょうか。

問36 利用施設



問3 7 どうすれば施設を利用



(4) 「中小企業センター」の改組・建替えにあたっては、利用者の意見を集約し、名実ともに中小企業支援のセンターとしての機能・役割を備えるようにしてください。

「新愛知県産業労働センター」(仮称)という名称が検討されているようですが、名称に関して「中小企業」名称を冠して、中小企業支援のセンターであることを明確にしてください。日常的に中小企業が利用・活用できる施設にしてください。

現在、当会では「中小企業センター」の会議室利用が年間250回を超え、当会の諸活動においてなくてはならない施設となっています。また、名古屋駅前という愛知県全体からもっともアクセスしやすく、日常的に中小企業が集まって利用できるスペースは極めて重要なものです。建て替えにあたっては、現在と同規模の会議施設(会議スペース)の確保と中小企業が利用しやすい使用料金を設定してください。

「ワンストップ・サービス」化を徹底的に進めてください。

利用者の立場にたった施設、各種中小企業支援政策の窓口一本化である「ワンストップサービス」の強化、国・県・市・省庁別や3つの支援センターをワンフロアにまとめてください。

「どのようなものを作るか」という段階で、意見を交換できる場をつくってください。

新聞報道などでは、PFIでの建設・運営のことが注目されているようですが、「器」としての中小企業センターと同時に、それ以上に、「中身」としての中小企業センターが重要だと、私も考えます。新愛知県産業労働センター(仮称)整備事業PFI事業検討委員会のメンバーを見ても、中小企業経営者は入っていないように見えます。この委員会は、PFIに関するものようですが、「どのようなものを作るか」という段階で、意見を交換できる場をつくってください。

(5) 「あいち中小企業ブランド」を発掘し、「ものづくり愛知」の全世界への発信を

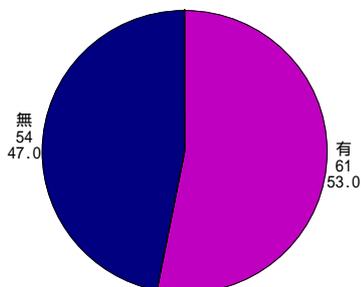
現在愛知県では、愛知ブランド企業を認定していますが、調査では、「シェア特性あり」「自社ブランドがある」、「最終完成品あり」とする会員企業が多数あります。例えば、製造業では114社中43社(37.7%)が「自社ブランドあり」と回答しています。

ものづくり中小企業の中心は「東の大田」「西の東大阪」と言われていますが、愛知の中小企業も数多くの独自ブランドなり、シェア特性を持っています。愛知ブランド企業を拡大し、ものづくり愛知の中小企業を世界に情報発信していく必要があると考えます。

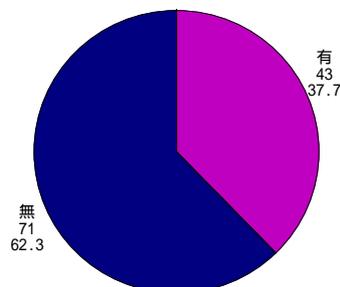
中小企業特性を生かした「中小企業ブランド」を設け、TVコマーシャルや番組などマスコミで紹介するなど一層のPRを図ってください。また東大阪市の「技術交流プラザ」などを参考に、愛知ブラン

ドの中小企業の認定作業をさらに進めてください。また世界的なものづくり情報発信サイトの構築（英語版、中国語版など）も検討してください。

問11最終完成品製造の有無



問13自社ブランド製品の有無



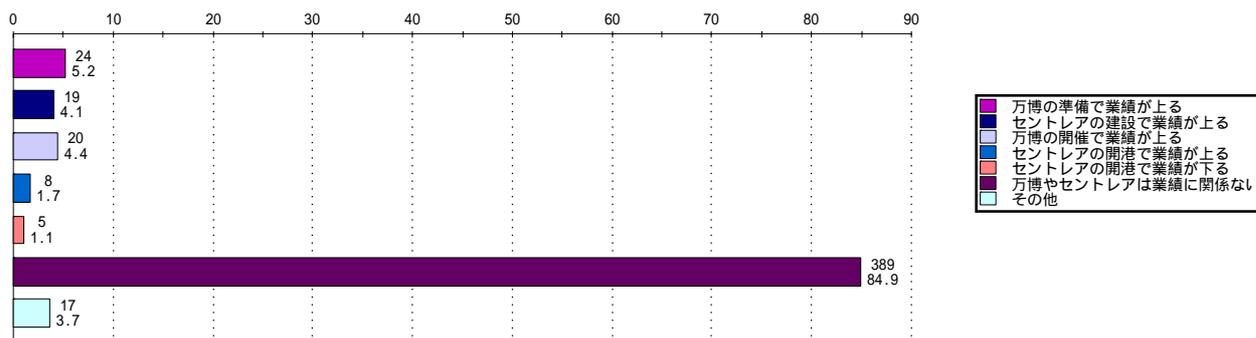
### (6) 「セントレア」の開港、「愛・地球博」の開催について

愛・地球博は入場者は2200万人をこす入場者という結果となりました。しかし、中小企業（調査）で見ると、「万博やセントレアは業績に関係ない」とう回答が84.9%となっています。また8月26日付中日新聞の「中小商店万博がっかり」という報道記事に見られるように、経済的波及効果があまりない状況となっています。

今後のイベントを考える上で、地域経済を担う地元中小企業に十分な経済的波及効果があるような仕組みを、そして地元中小企業の発展につながるようなあり方を検討ください。

また大型事業の場合は可能な限り分離・分割し、地元の中小建設業者に優先的に発注されるよう一層の努力ください。

問6万博・セントレアの経済効果



### (7) 県内において、中小企業に必要な規制緩和を図る「特区」に取り組んでください

政府の商工業施策の多くは、地方自治体自らが手をあげないと、認定してもらえません。「構造改革特区」などはこのいい例です。この「特区」は規制緩和を通じて、地域経済の活性化を図ろうとするものです。各業界・業種の発展の制約になっている規制などを把握するなどして、積極的に取り組んでください。また、その際、同友会としても中小企業の発展を進める規制緩和策＝特区を提案していきたいと考えています。

( 8 ) 地元の各自治体と連携し、中小企業の実態調査を本格的に行ってください

全国的な経験で東大阪市、大阪市、京都市、東京墨田区が実施した現場に出向く実態調査によって、地元の中小企業の現状が初めて詳細に把握することができたとされています。今後の中小企業政策にこれらのデータを生かすためには、継続的な調査データの更新が必要です。各自治体と連携し、中小企業実態調査のための支援策を講じて下さい。

( 9 ) 「愛知県中小企業地域活性化条例(仮)」制定と「愛知県中小企業活性化会議(仮)」を設置してください。

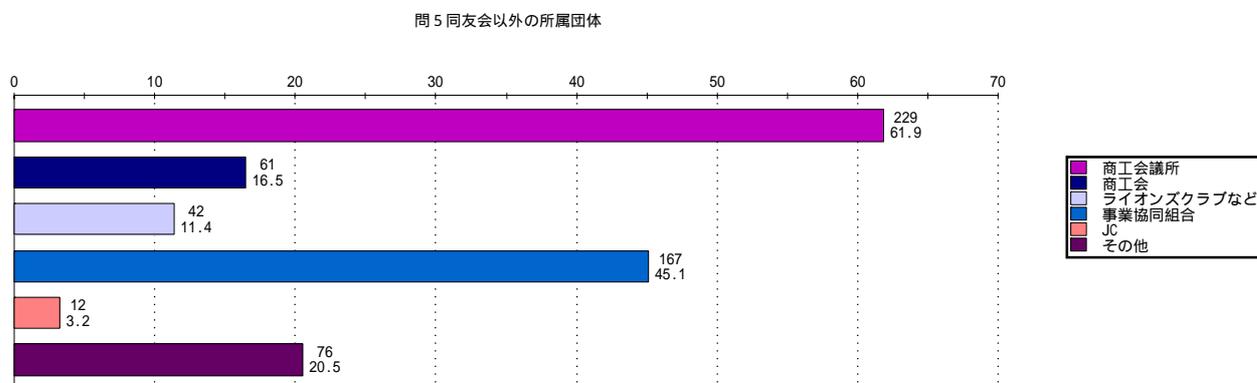
今、私ども全国同友会では「中小企業憲章」制定に取り組んでおり、その地域版ともいえるのが、「中小企業地域活性化条例」です。県の産業政策の柱に中小企業を位置付け、体系化し、その根拠として「中小企業地域活性化条例(仮称)」の制定が必要だと考えます。県においてもこのような条例制定に取り組んで下さい。全国的に言うと、埼玉県は「埼玉県中小企業振興基本条例(平成14年12月24日施行)」を制定し、「中小企業立県」としての宣言を行っています。

また条例の目的実現の為、市民・有識者・中小企業家・行政等から構成される「中小企業活性化会議(仮称)」やワーキンググループ等を設けてください。

## 第4章「もの」に関して

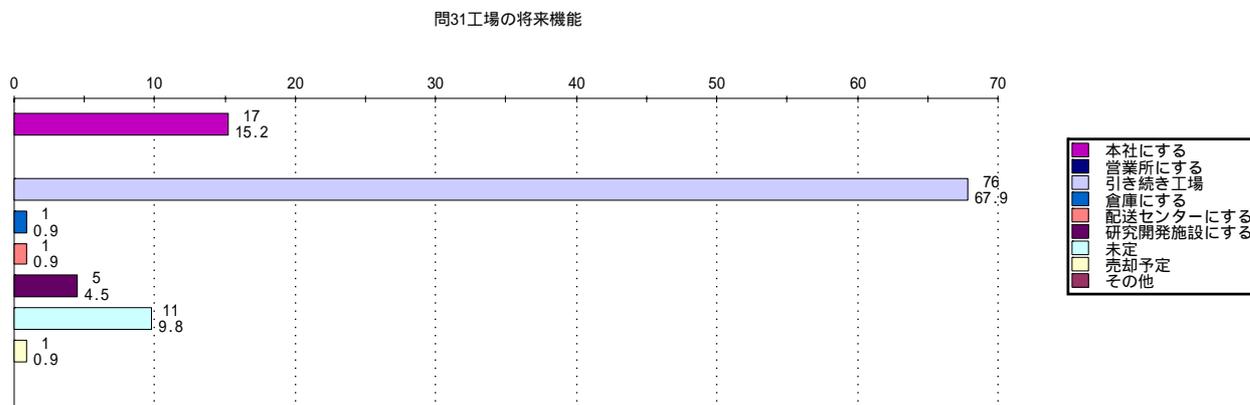
( 1 ) 「新連携」政策について

同友会は愛知県下2600社をこすの異業種の集まりで、以下のグラフのように様々な業界組合、商工会議所、商工会に参加しています。そして「経営者として自社の企業を継続的に維持し、発展させていく」ために学ぼうと、互いの経営体験を交流し、謙虚に学びあうことを目的とした年間2000近い同友会会員の集まり自体が、「新連携」施策の展開の基礎となります。ぜひ、中小企業家同友会への「新連携」施策支援をお願いします。



## (2) 「新規事業」「工場移転」の支援策を

愛知全体の中小企業の声ではないとはいえ、元気な中小企業からは「新規事業」「工場移転」を検討中といった声があがっています。どのような工場移転を考えているのか、「GNI」などに関わって、どのような支援策が考えられるかについて、ヒアリング調査、ならびに施策の検討をお願いします。

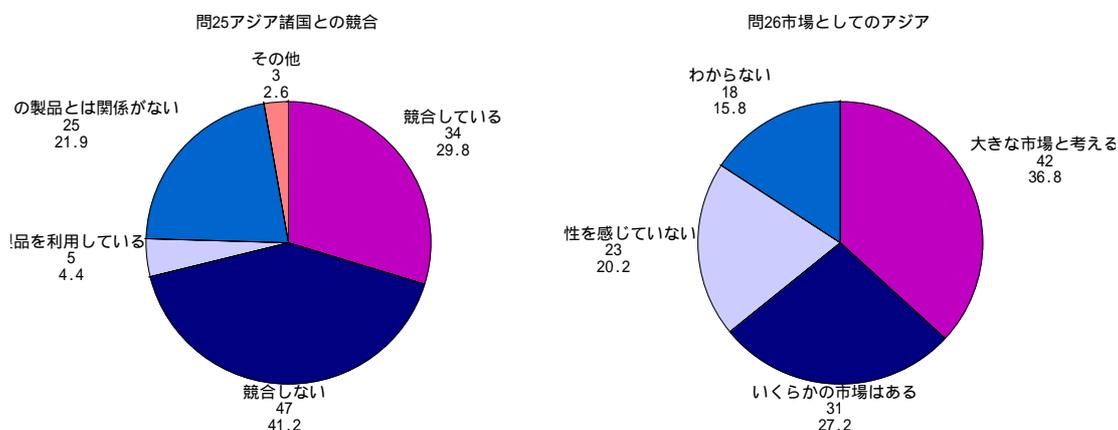


## (3) 海外進出支援に関して

中小企業の海外進出には、海外に工場進出するなどの場合と海外から仕事を直接持ってくる場合があります。工場進出支援などとともに、愛知県でものづくりを旺盛に展開している中小企業が、「海外から積極的に仕事の依頼がくる」体制を構築する必要があると考えます。

このために、契約交渉などでの「同時テレビ会議」「通訳」など、様々な「国際ビジネスインフラ」が必要であり、こうしたソフトなビジネスインフラの構築を名古屋駅前再開発などに関わって行ってください。

海外企業から積極的に仕事を引き出そうとすると、愛知県内に「国際ビジネスインフラ」はぜひとも必要であり、こうしたソフトを担える人材育成、ならびに企業の育成が「GNI」にとっても重要だと認識しています。



#### (4) 地域特性を生かした総合的産業育成を

愛知製造業の競争力の下支えをしている、既存中小零細製造業の独自技術力や役割等の発掘評価およびその基盤構造を調査研究し、その現実から出発した「愛知独自の」地域性を持った5～10年後の愛知産業育成策づくりを行って下さい。

### 第5章「まち」に関して

愛知同友会の「2010年をめざす新ビジョン(2010ビジョン)」は2つの旗印「自立型企业づくり」(経営指針の確立)と、「地域社会とともに」の2つの旗印を掲げており、「地域社会が活性化しないと企業経営は維持できない」という認識を持っており、地域社会・地域経済の活性化に、積極的に貢献したいと考えています。「地域経済の活性化・安定と中小企業・自社の成長・安定は不可分」という前提で以下を提案します。

問54. 地域行事・催事・学校活動・「まちづくり」への協力経験、現在の協力・活動(複数回答)

	件数	構成比(%)
行事・催事に資金協力	216	46.1
会社周辺の清掃活動	128	27.3
行事・催事に人的協力	100	21.3
小学校・中学校等の「総合学習」に協力	97	20.7
地域の防犯パトロール	65	13.9
大学生のインターンシップの受け入れ	47	10.0
地域の消防活動	45	9.6
障害者等の就労実習の受け入れ	28	6.0
高校生の職場実習の受け入れ	26	5.5
行事・催事に場所を提供	23	4.9
生涯学習、地域住民への開放	8	1.7
その他	16	3.4
なし	109	23.2
サンプル数	469	

問 55 と問 58 . 地域経済活性化・まちづくりに、(可能な範囲で) 資金的協力、人的協力の考え

	資金的協力		人的協力	
	件数	構成比 (%)	件数	構成比 (%)
既に協力している	33	7.0	72	15.4
今後、積極的に協力したい	46	9.8	53	11.3
今後、少しなら協力しても良い	197	42.0	186	39.7
協力したいとは思いますが難しい	130	27.7	103	22.0
協力しようとは思わない	52	11.1	28	6.0
不明	11	2.3	27	5.8
サンプル数	469	100.0	469	100.0

( 1 ) TMO の計画段階から多くの市民の主体的参加を

同友会会員は、総合学習に協力するなど、地域の活動に比較的積極的に参加していますが、それでも、自社が立地する市町村に TMO が存在するかどうかについての質問では、「存在する」17.3%、「存在しない」4.9%に対して、「分からない(知らない)」が76.1%にものぼっています。

また、TMO に出資している経営者(企業)は7.7%(商工会議所等を通じての出資を含む)、出資している経営者(企業)は、0.4%と低い状況です。

同友会内においても、さらなる啓蒙活動、参加への呼びかけをおこないますが、愛知県としても、中心市街地に立地していなくても、参加の意思・意欲がある企業、個人に対する支援をお願いします。

まちづくりの主体者は、その地域住民や地域の商工業者です。現在、TMO となりうる主体は、商工会、商工会議所、第3セクター特定会社、第3セクター公益法人の4種類に定められていますが、具体的な政策立案として、地域住民や中小企業など、地域の当事者から広く意見、要望を聞き入れる「まちづくり政策の公募システム」を確立してください。

上記のシステムにそって出された様々な意見を、具体的な政策立案へ導く「まちづくりのスペシャリスト」を、随時派遣ではなく、各地方自治体で育成し、専門機関として常設してください。愛知県は、全国の都道府県のなかで、多くの基本計画の策定がなされています。既に計画策定が終わっている市町村についてはこの段階での検証を、これから計画を始める市町村には、これまでの検証結果を生かすとともに、より多くの市民の主体的参加を促されるよう要望します。

問 49 . 所在地に中心市街地活性化法による「基本計画」が存在するか

	件数	構成比 (%)
存在する	81	17.3
存在しない	23	4.9
分からない(知らない)	357	76.1
不明	8	1.7
サンプル数	469	100.0

問 52 . TMO への出資状況

	件数	構成比 (%)
出資している	2	0.4
商工会議所・商工会などを通じて出資している	36	7.7
出資していない	420	89.6
不明	11	2.3
サンプル数	469	100.0

## ( 2 ) まちづくり会社を機能させるためにより多くの市民の参加を

まちづくりは様々な人が関わることで、より具体的で積極的な取り組みになると考えます。まちづくり会社をはじめ、TMOの実行組織を設立する際には、様々な経営者団体、市民団体の代表を積極的に参画させるシステムを確立して下さい。

地域住民が自らまちづくりに積極的に関われる仕組みとして、例えば、まちづくり会社の株主構成を拡大して下さい。「地域住民によるまちづくり会社の株主公募制度」を確立して下さい。

さらに、住民のまちづくりへの関心を喚起する「まちづくりの情報公開システム」を確立して下さい。

TMO実行組織をより実行力のあるものとするため、その経営内容を指導する監査機能を確立して下さい。

まちづくりの理解を広め支援する市民講座を開設して下さい。

まちづくりのエネルギーとなる、地域住民主体のNPO活動、ボランティア活動の組織化支援策を充実して下さい。

また、これらの組織の情報交換、ネットワーク化を促進し、より活動が活発になる支援機能を確立して下さい。

## ( 3 ) 地域コミュニティの主体となる商店街活性

まちの治安、自治など、地域コミュニティの核として、商店街の果たす役割は大変重要であり、いわば商店街問題はまちそのものの問題であるといえます。そこで商店街がより活性化するため、以下の各個店の魅力強化を行う政策の充実を要望します。

商店街活性化の「リーダー育成塾」を充実して下さい。

商店後継者育成の一環として、地域の小学校、中学校、高校、大学などと連携し、各商店街の見学や実習、職業訓練などを行い、「働くことの大切さ」「身近な商店街の魅力」が実感できる制度を確立して下さい。

商店街は様々な店舗があつてこそ魅力を増します。商店街の不足業種を補う「商店主公募」「店舗の家賃補助」などの支援策を充実して下さい。

あわせて各個店の魅力を引き上げるため、複数の同一業種を意識的に配置し切磋琢磨する関係をつくりだすシステムを構築して下さい。いずれもこれらの政策立案には、商店主以外の住民参加で

立案してください。

(4) 市町村におけるまちづくり条例の制定を促してください。

「中心市街地活性化やまちづくりの取り組みは、貴社の活動にとって重要と考えているか」の質問に関して、「非常に重要」(28.4%)「少し重要」(36.2%)と、あわせて65%(約3人に2人)の経営者がその重要性について認識しています。

そこに生まれ育った人も、現に住んでいる人も、これから越してくる人も、誇りの持てる、住みやすいまちは多くの人の願いです。どんなまちにしていくのかを、多くの人の合意形成をへて考えるまちづくり基本条例にすることが必要と考えます。また、規制緩和の名の元に、地域の実情を無視した開発が目につきます。元来、開発行為は地域の実情を考慮して行われてこそ安全や住みやすさが保障され、結果としてコスト削減になります。多くの市民の声を聞き、さらに熟成させ、ルール(社会的規制)を作る必要があります。まちづくり条例の設置・推進をお願いします。

問 45 . 中心市街地活性化や「まちづくり」の取り組みは、貴社の活動にとって重要と考えているか

	件数	構成比(%)
非常に重要であると考えている	133	28.4
少し重要であると考えている	170	36.2
あまり関係がないと考えている	142	30.3
関係がなく重要でないと考えている	16	3.4
不明	8	1.7
サンプル数	469	100.0

## 第6章 金融に関して

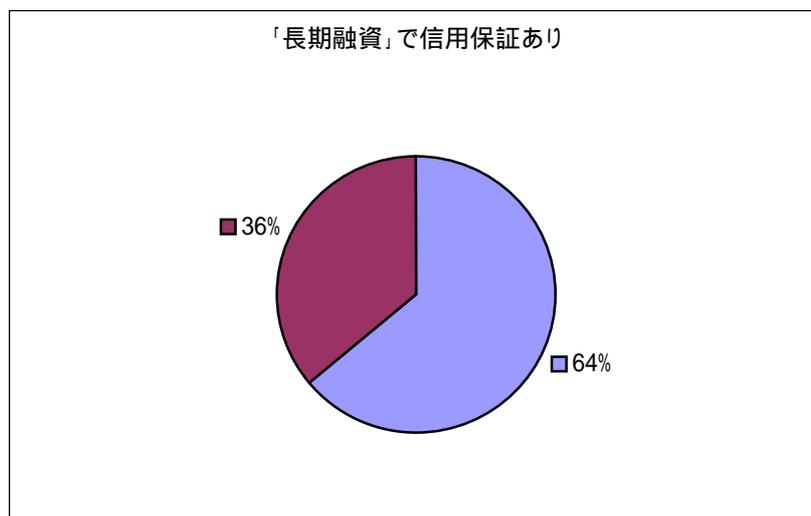
地元愛知県では金融機関の融資姿勢が緩んでいるとはいえ一部の企業に限られ、まだまだ圧倒的多数の小零細企業や創業間もない企業実績のない企業にとっては厳しい条件設定が行われています。一方で、中小企業金融においては「リレーションシップバンキングの機能強化」により、担保や保証人に頼らず、中小企業の経営力を様々な角度から判断する融資のあり方が注目され始めていますが、まさに公的融資こそがその手本になるべきだと考え、以下を要望します。

(1) 信用保証について

中小企業政策審議会に「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会」が設置され、この6月「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会のとりまとめ案」が発表されました。この中で「経営支援・再生支援のための体制整備」と「審査の合理化」では評価できるものとなっています。

しかし一方では、懸念される問題点として、保証料率の弾力化や部分保証制度等の導入があり、中小企業、特に小規模企業に対して金利と保証料の負担を重くし、場合によっては企業の継続を困難にすることが懸念されています。このことは当会調査で6割以上が保証付融資を利用していることから大きな懸念材料を提供するものです。

また当会が9月初旬に行った「金融問題アンケート調査」(回答349社)によると、「長期融資あり」で信用保証の有無に関する質問項目では、有効回答210社のうち133社が「あり」と回答しています。



つきましては、私たちの望む信用保証のありかたについて愛知県信用保証協会及び担当部局より審議会に意見していただくと同時に、県独自の取り組みを強めてください。

日本において優れた役割を果たしてきた100%保証の信用補完制度を維持し、『信用保証協会事業の基本理念』を文字通り体現する制度としてください。

経営の発展に努める経営姿勢や誠実な返済姿勢、地域での信頼などの信用力を評価するとともに、企業の経営理念・方針・計画の確立や将来性を汲み取った信用保証を行ってください。

保証協会は、金融機関や自治体等と連携して中小企業を支援し、特に創業者や零細事業者等に対して相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、育てていく姿勢を明確にしてください。

また「何をどう改善すれば格付けがランクアップするのか」、各企業の自助努力によって格付けアップの可能性が広がるような相談・支援業務を早急に実施してください。

保証付き融資は金融機関の金利にさらに「保証料」が上乗せされ、借り手にとっては保証付き融資は「高い」というのが現実です。少なくとも保証料を加えて「高い金利」となることがやむを得ないのであれば、全ての保証付き融資は無保証人融資となるように改めてください。

毎年のように様々な新しい保証付き融資が立ち上がりますが、そのたびに借り手の立場にたった説明会が必要だと考えます。その仕組みをつくってください。

## (2) 融資施策に関して

中小企業の有利子負債は約20年といわれています。中小企業が利用しやすい「長期中小企業ローン」を検討してください。こうした制度が困難であるとするならば、企業が「営業利益」をあげているならば、繰り返し融資をしていただけるような制度を開発してください。

個人保証問題について、国でも倒産法制の改正が行われました。この間ある程度の改善はされたものの、より一層の改善をすすめていただき、中小企業が倒産した場合、個人の最低限の財産保証をアメリカ並みにすすめ、経営者が再起し、再挑戦できる条件を法的に整備するため、個人保証の有

限責任化を進めてください。

「制度融資」に関しては第三者保証の不必要な制度にしてください。

県の融資制度や助成制度の新設・改訂にあたっては、中小企業が利用しやすく、活性化させる方向で取り組んでください。その節には中小企業家の声を集めるなどしてください。また必要な場合、そのための会議を開催ください。

あわせて県の融資や助成承認にあたっては、担当職員の「目利き」力を高めていくとともに、学識経験者や企業家などからなる「目利き委員会」等を設けてください。

### (3) 円滑な資金供給と地域にやさしい金融システム構築のために

中小企業向け融資及び金融機関の検査・指導の基準について実態を的確に反映したものにするために、特に、地域金融機関の合併による影響を最小限にとどめるよう国に要望してください。

円滑な資金需給や利用者利便などの視点から金融機関の活動を評価・公開する金融アセスメント制度、「地域と中小企業の金融環境を活性化させる法律案」(仮称)を法制化することを国に要望してください。

「金融アセスメント法」制定を求める同友会運動により、現在、各金融機関がリレーションシップバンキングのアクションプログラムを発表していますが、問題は共通した開示項目がなく情報が比較対照できず、利用者にわかりにくいことです。金融アセスメント法の考え方に沿って「地域貢献に関する情報開示」を有効なものにするためには、第三者による比較対照ができる情報の評価・公表が必要です。愛知県独自の第三者機関を設置し、評価・公表を進めて下さい。

金融庁は「中小企業融資編・改訂版」による検査基準の追加を発表し、これまでの「金融検査マニュアル」の一部を明文化し補強しましたが、明確に中小企業に対する別基準のマニュアルを作成するように国に対して働きかけてください。

政府系中小企業金融機関の統廃合ではなく、むしろ設立時の原点に立ち返り、地域の中小企業に親身で円滑な資金供給ができるような環境整備が必要です。国民生活金融公庫など政府系中小企業金融機関が、これまで以上に中小企業の立場にたって、その役割が発揮できるように指導・監督されるように国に要望して下さい。

## 第7章「ひと」に関して

中小企業は必死の努力で雇用を維持している反面、景気がよくなると大企業は青田刈りで優秀な人材を採っていく傾向があります。会としては中小企業の経営革新の努力を呼びかけるとともに、イメージアップに努めていますが、中小企業への優秀な人材を採用できるよう行政としても努力ください。

特に学校教育の中で日本経済・社会にはたす中小企業の役割を正確に伝えるとともに、起業家教育もあわせて進めてください。

人材を育てる中小企業へのインターンシップを積極的にすすめるよう、大学や工業高等専門学校、高校への指導を強めてください。その際受け入れ当該中小企業や受け入れ窓口となる団体に対して、インターンシップに関わる準備等への助成・支援制度を設けてください。また、小中高の教員の方や行政職員が行う中小企業でのインターンシップも検討ください。

新卒者の雇用を促進し、職業・技術教育にもなり、中小企業でのミスマッチを防ぐことにもなる職業・技術教育目的で一定の年限を区切った雇用制度とそれへの必要な助成を検討してください。

職安主催の合同企業説明会開催数が増えるよう県としても働きかけ、中小企業参加の機会を広く

PRして下さい。

熟練技術、高度な難加工技術、基盤技術の弱体化懸念が一層強まっています。多くは中小零細製造業が支えている分野となります。高齢者の定年再雇用と若者雇用のセットでの助成金など、中小零細製造業における若手への技術伝承が積極的に行えるような各種きめ細かい支援策を検討して下さい。

また、マイスター表彰制度なども、「愛知を支える基盤技術構造」や「維持強化すべき技術」を明らかにし、愛知の独自性を強く打ち出したものとして下さい。中小企業での技術継承により活用しやすく、また、若者が希望を持ってチャレンジして一段一段キャリアアップをはかれるような統一性のある施策へと、さらに改善をはかって下さい。

## 第8章 最後に

中小企業は、時代がどんなに変化しても、国民の要望に応えた商品を生産し、流通とサービスを提供して地域社会の雇用を支える位置にあります。行政と積極的に連携し、中小企業施策を展開し、地域の生活の安定と繁栄を確保することは、私たち中小企業家に課せられた課題であり、家族関係者を含めると約10万人の生活を支える私どもの責務であることを自覚しています。

その意味からも、同友会では「中小企業憲章」の制定を提唱しており、その主旨を地方公共団体にも徹底するため、「中小企業地域活性化条例」の制定を求めていますと考えております。今後とも当会の会員の要望を聞き、県独自の政策への協力を図っていきたく存じます。